

【新設】(主要な事業として行われる貸付けの例示)

7-1-11の3 規則第27条の17(少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定) (規則第27条の17の2(一括償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定))において準用する場合を含む。以下7-1-11の3において同じ。)の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 規則第27条の17第1項第1号に掲げる貸付け 企業グループ内の各法人の営む事業の管理運営を行っている法人が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為
- (2) 同項第2号に掲げる貸付け 法人が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為
- (3) 同項第3号に掲げる貸付け 小売業を営む法人がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為
- (4) 同項第4号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む法人がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(注) 本文の(1)から(4)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、令第133条第1項(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)又は第133条の2第1項(一括償却資産の損金算入)に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないことに留意する。

【解説】

- 1 本通達においては、主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの具体的な判定について、主要な事業として行われる貸付けに該当するものが法人税法施行規則第27条の17第1項各号に掲げられているところ、当該各号に掲げる貸付けには、具体的にどのような取引が該当するのか、例示的に明らかにしている。
- 2 令和4年度の税制改正において、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象となる資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものと除く。)の用に供したもののが除外された(令133①)。
また、一括償却資産の損金算入制度について、対象となる資産から、貸付け(主要な事業として行われるものと除く。)の用に供した減価償却資産が除外された(令133の2①)。

すなわち、貸付けの用に供した減価償却資産で取得価額が10万円未満であるもの又は貸付けの用に供した減価償却資産で取得価額が20万円未満であるもののうち、主要な事業として行われる貸付けの用に供されるものは、引き続き少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度又は一括償却資産の損金算入制度の対象となるのであるが、その貸付けがここでいう「主要な事業として行われる貸付け」に該当するかどうかは、収入や損益、従業員の状況のほか、資産の取得先及び貸付先の状況並びに事業リスクの有無も勘案して判断されるものと考えられるところ、企業の予見可能性の向上を図るため、主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの具体的な判定について法人税法施行規則において明らかにされている。

具体的には、次に掲げる資産の貸付けは「主要な事業として行われる貸付け」に該当するものとされている（規27の17①）。

(1) その内国法人がその内国法人との間に特定関係がある法人の事業の管理及び運営を行う場合におけるその法人に対する資産の貸付け

(注) 特定関係とは、一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を有する場合における当該一の者と法人との間の関係（以下「当事者間の関係」という。）、一の者との間に当事者間の関係がある法人相互の関係その他これらに準ずる関係をいう（規27の17①一）。

(2) その内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者のその資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け

(3) 繙続的にその内国法人の経営資源を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け

(注) 経営資源とは、事業の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。）、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものという（規27の17①三）。以下同じ。

(4) その内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

ただし、上記(1)から(4)までの貸付けであっても、資産の貸付け後に譲渡人その他の者がその資産を買い取り、又はその資産を第三者に買い取らせることをあっせんする旨の契約が締結されている場合におけるその貸付けは、主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとされている（規27の17②）。

3 上記2を踏まえ、本通達では、上記2(1)から(4)までの貸付けに該当するものを例示により明らかにしている。

また、本通達の注書では、貸付けに該当するものとして本通達で例示した行為であっても、上記2ただし書の場合に該当するものは、主要な事業として行われる貸付けに該当しないことを留意的に明らかにしている。

4 ところで、上記2(3)の類型に関し、事業を行うに当たっては、一般的に、その事業のための資産や従業員の技能等が必要となることから、通常の事業としての貸付けであれば、おおむね経営資源を活用して行うものに該当すると考えられるところ、法人が行う資産の貸付けについて、その貸付けによる収入等の規模が他の主たる事業による収入等の規模と比較して相対的に小さかったとしても、その貸付けが経営資源を活用して行われるものである場合には、当該類型に該当することに留意が必要である。

また、「行うことが見込まれる」とあることから、新規事業として行う貸付けも当該類型に含まれることになる。

ただし、資産の貸付けがその目的物及び租税に関する知識のみで行われるような場合の当該貸付けは、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等を法人税の負担軽減手段として利用するために行われるものと認められることから、本改正の趣旨を踏まえ、当該類型からは除外されている（規 27 の 17①三）。

このほか、上記 2(1)から(4)までの貸付けは、主要な事業として行われる貸付けに該当すると認められるものが類型化され、具体的に列挙されたものであり、これに該当しない貸付けについては、ただちに主要な事業として行われる貸付けに該当しないということではなく、実態に即して判断することとなることについても留意が必要である。

5 措置法第 67 条の 5 の中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度についても同様の改正が行われたことを踏まえ、措置法通達においても 67 の 5－2 の 3 《主要な事業として行われる貸付けの例示》を新設している。